資料１　P.１５

（３）地区計画の決定（原案）の内容　拡大図

補足資料２

地区の区分	ア 建築物等の用途の制限	イ 容積率の最高限度	ウ 敷地面積の最低限度
①補助第255号線沿道地区-１	風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物は禁止します。	目標容積率300% 暫定容積率200%	83㎡
②補助第255号線沿道地区-２		―	
③住宅・複合地区			
④梅島駅北地区			―
⑤西新井公園整備地区	―		
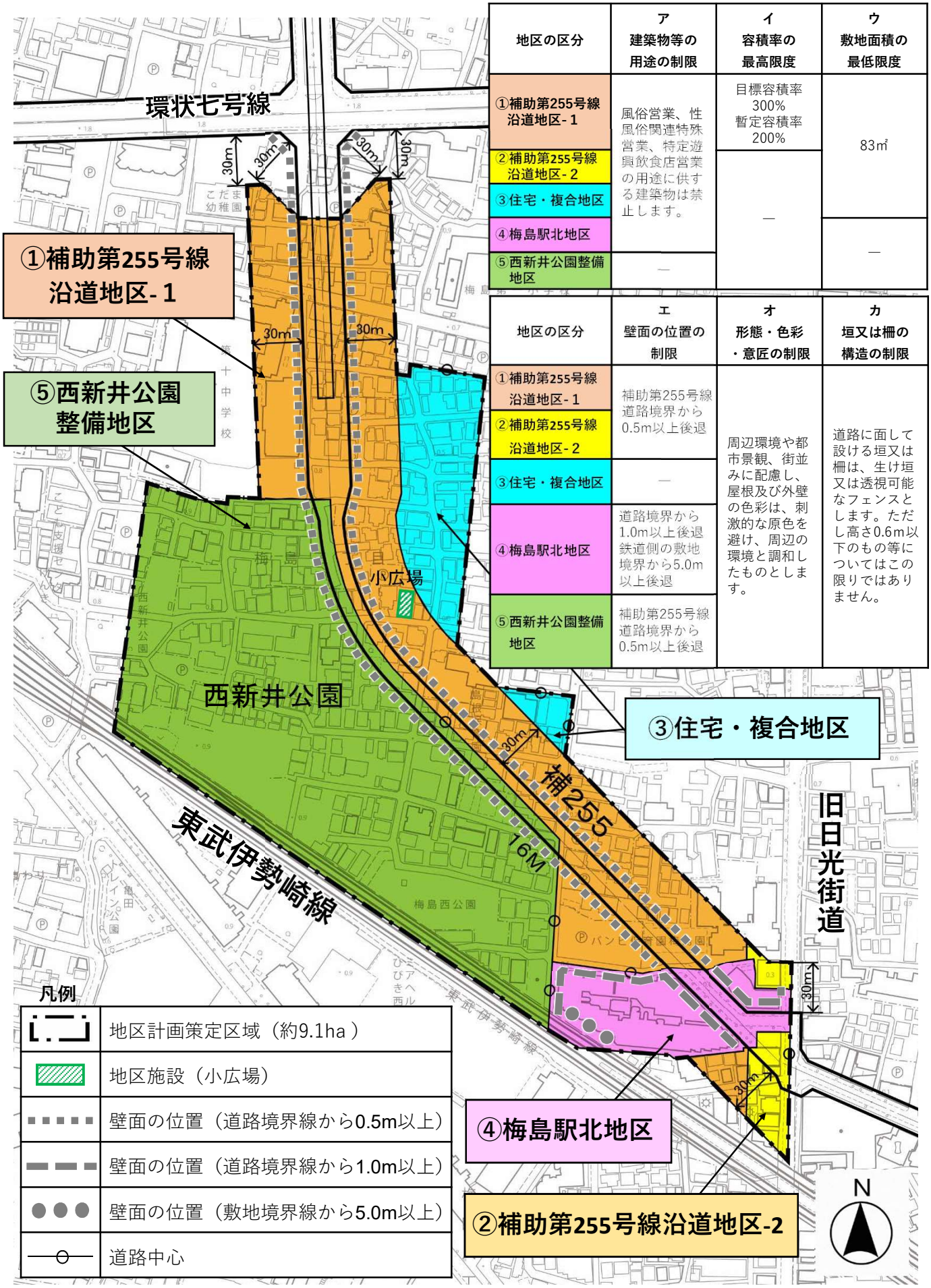
地区の区分	エ 壁面の位置の制限	オ 形態・色彩・意匠の制限	カ 垣又は柵の構造の制限
①補助第255号線沿道地区-１	補助第255号線道路境界から0.5m以上後退	周辺環境や都市景観、街並みに配慮し、屋根及び外壁の色彩は、刺激的な原色を避け、周辺の環境と調和したものとします。	道路に面して設ける垣又は柵は、生け垣又は透視可能なフェンスとします。ただし高さ0.6m以下のもの等についてはこの限りではありません。
②補助第255号線沿道地区-２			
③住宅・複合地区	―		
④梅島駅北地区	道路境界から1.0m以上後退 鉄道側の敷地境界から5.0m以上後退		
⑤西新井公園整備地区	補助第255号線道路境界から0.5m以上後退